

業庫第17号（例）
平成29年3月8日

代 理 店 御中
代理店引受金融機関

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」の
一部改正に関する件

日本銀行金融ネットワークシステムの出力帳票において、国債振替決済制度の口座区分のうち預り口の表示方法を「預り口I」から「預り口」に変更することとしたことに伴い、標記規程（平成27年9月11日付業庫第74号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

別紙

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

- 記載例 4 中、「預り口 I」を「預り口」に改める。